

保護者様

園

出席停止のお知らせ

お子さんは、感染症に罹患しましたので、医師の登園許可ができるまで出席停止となります。医師と相談のうえ適切な処置を取られるよう通知します。

保育園で予防すべき主な感染症の種類と出席停止期間の基準

- ・ 鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症・・・治癒するまで
- ・ 百日咳・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ 麻疹・・・解熱した後3日経過するまで
- ・ 流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ・ 風しん・・・発しんが消失するまで
- ・ 水痘・・・すべての発しんが痂皮化するまで
- ・ 咽頭結膜熱・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで

* ただし、症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。

----- き り と り せ ん -----

証明書(意見書)

園名

児童名

年 月 日生

病名

上記の疾病で 月 日から 月 日まで療養中でしたが、主要症状が消退し感染のおそれがないものと認めます。(学校保健安全法施行規則第19条の基準による)

年 月 日

医療機関名

医師名

印